

佐賀県告示第二百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年七月二十三日から平成二十二年八月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄白石線	武雄市橋町大字片白字片白九三二一 番一三地先から 武雄市北方町大字大渡字大渡横山三 八一五番三〇地先まで	平成二二・七・二三